

平成24年加美町議会第2回定例会会議録第1号

平成24年6月14日(木曜日)

---

出席議員(20名)

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	高橋聡輔君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

---

欠席議員 なし

欠員 なし

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋啓君
会計管理者兼課長	早坂宏也君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	佐藤勇悦君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤肇君
町民課長	今野幸伸君
税務課長	鈴木裕君

特別徴収対策室長	小川哲夫君
農林課長	鎌田良一君
農業振興対策室長	鈴木孝君
森林整備対策室長	早坂雄幸君
商工観光課長	日野俊児君
企業立地推進室長	今野伸悦君
建設課長	田中壽巳君
保健福祉課長	下山茂君
子育て支援室長	高橋ちえ子君
ねんりんピック推進室長	小山弘君
地域包括支援センター所長	渡邊光彦君
上下水道課長	田中正志君
小野田支所長	伊藤裕君
宮崎支所長	佐竹久一君
総務課長補佐	佐藤敬君
教育長	土田徹郎君
教育総務課長	竹中直昭君
生涯学習課長	猪股清信君
農業委員会会長	兔原伸一君
農業委員会事務局長	大類恭一君
代表監査委員	小山元子君

---

事務局職員出席者

事務局長	佐藤鉄郎君
次長	二瓶栄悦君
総務係長	藤原みゆき君
主事	菅原敏之君

---

議事日程 第1号

第1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（一條 光君） 議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。

クールビズの期間に入っておりますので、脱衣を許可いたします。

皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年加美町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

ここで放射能対策について、町長より発言の申し出があります。これを許可いたします。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。

加美町の第2回定例会、本日よろしくお願ひ申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能対策についてご報告を申し上げます。

お手元に資料を事前に配付させていただきましたので、その概要とさせていただきます。

最初に、空間放射線量でございますが、昨年の7月から定期的に測定をしております。比較的線量の高い施設がありますが、これまでも表土はぎ取り等の除染作業を行い、5月の平均では、時間当たりの空間線量が0.23マイクロシーベルトを超える施設はないようであります。しかしながら、1回の測定で超えるときもあり、引き続き測定を継続してまいりたいと思ひます。

また、これまで測定しておりませんでした山林や公園などの施設につきましても、測定をしてまいります。測定器につきましても、精度が比較的高いとされるHORIIBA製に統一するため、購入費用について今定例会の補正予算に計上しております。

空間放射線量につきましては、加美町におきましても国・県の方針と同様に追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以下とすることを目標とし、時間当たりの空間線量が0.23マイクロシーベルト以上となるような学校等の公共施設については除染等の必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、食品等の放射性物質の簡易測定についてでございます。

消費者庁から貸与されました測定器によりまして、先月の10日から町民の皆さんが持ち寄った野菜や山菜などの食品の測定をしております。本年4月1日から食品中の放射性物質の基準値が、これまでの暫定規制値1キログラム当たり500ベクレルから100ベクレルに引き下げられたことなどもありまして、予約が殺到し、現在も6月末まで埋まっております。5月末からは第2・第4日曜日にも対応して測定をしている状況でございます。

また、学校等の給食食材の測定につきましても4月から始めておりますが、町で購入した測定器が納入されましたので、今週の11日からはこちらでも自前で測定をしております。6月中は完成調理品だけとしますが、7月からは食材もあわせて測定することとしております。これらの測定結果につきましては、5月8日から10日ごとに発行しております加美町放射能測定だよりにより町民の皆さんにお知らせをしております。

次に、農業関係でございます。

加美町の農産物につきましては、4月27日付で露地栽培の原木シイタケ、5月1日付でコゴミの2品目が国より出荷制限指示がされているところです。また、牧草についても平成23年産の保管牧草と平成24年産牧草の利用自粛要請を受けております。農産物関係の対応につきましては、有効な対策が見出せない状況でございますが、引き続き宮城県やJA加美よつばなど、関係機関と対応を協議し、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

今回の放射能事故による放射性物質の半減期は、セシウム134が2年、セシウム137は30年と言われております。引き続き空間線量や食品などの測定を行いまして、基準を超える場合は必要な対策等をとるなど、町民の皆様の不安を解消できるよう努力してまいりたいと考えております。ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上、開会に先立ちましてご報告とさせていただきます次第であります。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、16番伊藤 淳君、17番高橋源吉君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（一條 光君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から6月21日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、本定例会の会期は6月21日までの8日間と決しました。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（一條 光君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、7番近藤義次君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔7番 近藤義次君 登壇〕

○7番（近藤義次君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

最初の質問ですが、福祉対策について。

今般町で委員会をつくっていろいろと計画を策定いたしました。高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、計画はできたんですけども、町長として今年から任期中にやる計画、計画ばかりあってもさっぱり実施しないのでは無意味ですから、実際にやる問題、ことし中にやる問題と4年間のうちにやる事業についてお知らせをお願いしたいと思います。

次に、教育行政についてでございますが、小学校の合併問題、教育長大変苦勞しているやにお聞きをするんですが、その進捗状況についてお尋ねをいたしたいと思っております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 近藤議員におかれましては、町の福祉政策に関しまして非常にご尽力を長年にわたって賜っておりますことに心から御礼を申し上げたいと思っております。

ただいま高齢者福祉、そして障害者福祉についてのご質問を賜りました。議員ご質問のとおり、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、そして障害者福祉計画と、この3つの計画を策定したわけですけども、しからば、具体的にどんなことをこれからしていくのかということについてお答えをいたしたいと思っておりますが、まず、余りご存じない議員もいらっしゃるかもし

れませんので、簡単にこの計画についてご説明をさせていただいた後で、町がこれから進める事柄について具体的にお話をさせていただきたいと思っております。

まず、高齢者福祉計画と申しますのは、高齢者の健康づくりや自立と社会参加を促進し、高齢者が元気で生き生きとした生活を送ることができるための総合的な計画であります。介護保険事業計画は、介護が必要になっても安心して暮らしていただけるように、介護サービスや介護予防サービスを円滑に提供するための計画でございます。本町は、この高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、3年ごとに計画の見直しを行っています。

今回、平成24年度を初年度とする第5期の計画、高齢者保健福祉計画と第5期の介護保険事業計画を策定したところでありますけれども、それに当たりまして3つの点を検証いたしました。これは、昨年9月に実施した高齢者の日常生活圏域ニーズ調査、そして高齢者の人口の推移、そして介護サービスの利用状況、こういったことを検証しながら、すべての高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるように、包括的なケアを念頭に置いて策定したものであります。

今後、そういった計画に基づきまして、まず第1点としまして、災害時における要援護者登録制度を実施してまいります。これは災害時における地域での支援を希望する方で、個人情報の提供に同意をしていただくということが前提であります。町と地域の協力者、行政区や、あるいは自主防災組織などの役員の方が情報を共有し、普段から見守りを行い、災害時のときには安否確認、避難誘導、こういったことを行うシステムでありますので、今年度中の実施に向けて関係団体と検討を重ねてまいります。

第2点でございます。

高齢者専用の介護サービスつき町営住宅の建設、これは私の公約でございます。三極自立の考え方から、それぞれの地区にこのようなサービスつきの町営住宅の建設を今後行ってまいりたいと思っております。

現在、民間で経営しております介護、高齢者向けの住宅、賃貸住宅等々ございますので、そういった状況、それから県からの情報などをもとにいたしまして、建設に向けて今年度中に高齢者住宅の構想を取りまとめまして、平成26年度、または平成27年度の早い時期に介護サービスつきの町営住宅を町内に建設したいというふうに考えております。

いろいろな方法があろうかと思えます。これは公設公営というものもあります。あるいは公設民営というものも、民設公営、さまざまな方法がありますけれども、こういったことも含めて検討し、平成25年度、または平成26年度の早い段階で建設に着手をしたいというふうに考え

ております。

3つ目でございます。

小規模多機能型の居宅介護の整備というものが需要であるというふうに考えております。これはデイサービスを中心として訪問もしますと、必要ならばお泊まりも引き受けますという、この3つのサービスを提供する施設でございまして、在宅で介護しているご家族にとっては非常にこれは必要であり、ありがたいものでありますけれども、なかなかこの加美町で参入する業者が今のところございません。

そういったことで、今回の第5期の計画には乗せてはおりませんが、ぜひこの平成27年度から始まる第6期の計画の中に盛り込むことができるように、この3カ年でもって各事業所さんのほうにも働きかけをしていきたいというふうに思っております。早速5月18日に町内の介護サービス事業所を対象にした情報交換会を開催しました。これは合併して初めての開催であります。33事業所、35人の皆さんにご参加をいただきました。国からの介護支援創業支援金、そして町の創業助成金制度などについてもご紹介をさせていただきました。この小規模多機能型に関しましては、国も推進しておりまして、創業する場合にたしか1,500万円くらいの助成があります。

さらに、国の創業助成金、そして今度町が作りました創業助成金の制度を活用しますと、かなり初期投資を圧縮することが可能でございますので、そういったことも今後ともご紹介をしながら、第6期、平成27年度から平成29年度の期間にサービスを提供していけるように事業所のほうに働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

また、平成25年度には民間業者がグループホーム、ワンユニット、これは9人でございますけれども、建設する予定で今調整をしているところであります。

さらに、介護施設の整備につきましては、老健施設に関しまして、東京に本部のある医療法人から改装したいというお話をいただいております。ただ、この第5期、平成24年度から26年度に関しましては、来年度色麻町に100床の特別養護老人ホームが建設されますので、その状況を見ながら、平成27年度から始まる第6期の計画の中で盛り込むことができるかどうか、県とも調整をしながら検討してまいりたいと思っております。

この老人保健施設、老健施設は病院から自宅で生活するための中間施設でございますので、ニーズは確かにございます。今後ともこのことについて検討をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

また、これは議員十分ご理解している点でありますけれども、この65歳以上の人口といいま



すのは、現在加美町では7,607人おります。そのうち75歳以上、後期高齢者が4,595人、合併したときの平成15年に比べますと、75歳以上の後期高齢者が1,000人以上増加しているわけですから、議員のおっしゃるとおり、このことについて町といたしましても真剣にこれは取り組む所存でございますし、具体的に施設整備等々も行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、障害者福祉計画についてでございます。

町では平成19年に、障害者施策全般にわたる理念や基本方針、目標を定めた加美町障害者プラン、これは10年間のプランでございますが、それと地域の障害者福祉サービス等の確保に関する障害者福祉計画を一体的に作成をしたところであります。障害者福祉計画については3年ごとに見直すことになっておりまして、今回身体、知的、精神の3障害において手帳を所有している方々のサービスの利用状況を踏まえながら、平成24年度を初年度とする第3期障害者福祉計画を策定いたしました。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、自宅で訪問介護を利用したり、日中施設に通って日常生活上の介護を受けたり、あるいは就労が困難な方に関しては働く機会を提供すると。そして、非常にこれご家族から要望があるんですが、ショートステイ、こういったことも大事でありますし、加美町で生活を続けていくためには、グループホームとかケアホームといった支援体制を一体的に構築していくということが重要であるというふうに考えております。

訪問介護、就労継続支援サービス等に関しては、民間の事業所、そして社会福祉協議会のほうで提供していただいております。この就労継続支援サービスに関しましては、社協さんのほうでクローバーハウス、やくらいアットホーム、また大崎誠心会では菜夢がありまして、供給体制としては整備をされているところでもありますけれども、近藤議員からも以前お話があったように、このクローバーハウスに関しましては、当初7人だった利用者が現在は14人ということとふえておりますし、さらに、来春からは支援学校から3名の利用希望がありまして、作業所のスペースが大変手狭になってきていると。私も先月実際行って見て来ましたが、やはりかなり手狭になってきております。作業スペースのみならず、トイレのこととか、いろいろな面で大分手狭だなということを私も実感をしてまいりました。

一方、やくらいアットホームに関しましては、生活介護4人と、それから就労継続支援B型3人ということで、7人ということで、なかなか利用者がふえないと。位置の問題などもございます。いわゆる送迎時間がかかなり長くなるということで敬遠しがちだということも聞いております。こういった状況を踏まえて、ここのところを充実をしてまいらなければならないというふうに考えております。

今後、町の施設で統廃合をこれどうしても進めていかななくてはならないわけですので、そういった統廃合により空き施設が生じてまいることになりますので、その施設を再利用し、障害者が共同で生活するためのグループホームやケアホームの機能も有する複合的な施設の整備について検討してまいりたいと思っております。今年度中にこれは関係機関と調整をいたしまして、できるだけ早く実現できるように進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） それでは、近藤議員のご質問について、町立の小・中学校の統廃合ということについてお答えさせていただきます。

加美町立小・中学校再編の進捗状況でございますが、議員の皆様には3月2日の全員協議会でご説明をしております。基本方針についてですが、小学校、中学校の再編の方向性を示すものということで、この中で、複式学級編制の小学校について、特に子供たちがこれからの社会をたくましく生き抜いていく力をとということを考えた場合、より適正な規模の集団の中で学習、また学校行事、諸活動を友達との交流を通して切磋琢磨し合いながら自他を高めていくというふうな教育環境を整えていくということが大事であると考え、早期の解消に取り組むということとしまして、上多田川小学校は広原小学校に、鹿原小学校は東小野田小学校に、旭小学校は宮崎小学校に統合することとしました。

なお、その時期は平成27年4月1日までとしております。その学校再編の進捗状況であります。基本方針の概要については、3月23日に行われました区長会で各行政区長に説明、そして4月13日に複式学級編制の3小学校の保護者に文書でお知らせをする。そしてまた、町民の皆さんには5月1日発行の広報かみまちでお知らせしております。

その後についてでございますが、各学校の保護者を対象にした説明会を5月29日に日上多田川小学校、5月31日に鹿原小学校、6月1日に旭小学校でそれぞれ開催をいたしました。保護者説明会では、教育委員会、それから町長部局の職員が出席しまして、基本方針決定までの経過、また概要を説明し、その後参加者からの質疑応答という形で行いました。そこで、各学校とも保護者等よりさまざまな意見が寄せられたということでもあります。

なお、6月下旬から7月にかけて、今度は保護者もちろん含むわけですが、学区民を対象にした住民説明会を開催する予定でございます。今後につきましては、保護者説明会、そしてまた、住民説明会で出された意見、要望等について教育委員会でさらに検討し、そしてま

た、町との協議の上対応していくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町長にお尋ねをします。

町長、学校の廃校、あるいは要らない施設を利用するというような話ですけども、どうしても老人ホームなり老人関係というと、町の真ん中でないとうまくないわけですよ。上多田川の学校に老人ホームをつくるといっても許可もならないだろうし、障害者の施設にしても余りへんぴなところでは困ると思うので、その辺の考え方は変えてもらわないとなかなか施設の充実というのは図れないと思うんです。

そして、特にアットハウスの場合は西小野田のあそこにあるので、人数がさっぱりふえていない、これは西小野田のデイサービスにしても同じことなんですが、やはり町の中心部にあって、そうでないとなかなか重度の方々が家でやっぱりこもっている人たちが大変いるわけです。その辺をやっぱり施設に入れるようにするためには、中新田地区内の中の便利なところに置かないと、あるいはクローバーハウスと並べて置くというような施設につくらないと、なかなか大変だと思うんです。

センターの問題にしても、3階の建物だから、それを改築するといっても、やっぱり障害者が自由に歩くようにするために部屋を直さなければならないだろうし、あるいは歩くところ直すとすると、非常に金がかかると思うんです。そういう意味において、やっぱり体育館みたいな広いところが一番いいわけですから、その辺の考え方を変えてもらわないと大変困るんでなからうかと思うんです。今やっぱり役場の建築がおくれているとすれば、その材料を利用してどんどん町長言っているように、宮城県一の山持ちなんだから、どんどん切ってつくったらどうなんですか。きょうの報告で山の申請分については間違いないんでしょう。その辺を含めてご返答をお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えいたします。

私も近藤議員と同じように、老人の施設、あるいは障害者の施設はできるだけ町の中にと、人里離れたところではなくて、町の中に置くべきだというふうに考えております。ですから、決して先ほどお答えした施設の統廃合ということに伴う利活用の中に、小学校の廃校跡地ということ念頭に置いてお話をしたわけでは決してございません。介護サービスつき町営住宅に関しては、中新田地区に関しては庁舎との兼ね合いがございますから、なかなか今すぐというわけにはいきません。今の庁舎の位置を福祉ゾーンというふうに位置づけておりますので。

ただ、宮崎、小野田に関しては、先行して取り組むことができるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ小野田、宮崎のほうを先行して地元の木材も活用して整備をしたいというふうに思っております。山林に関しては、専門課のほうからあと詳しくお話をしてもらいますけれども、心配するような放射線量ではございませんので、十分町の木材を使用することは可能でございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（早坂雄幸君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

先ほど町長のほうから放射能の説明の中で、資料の中でありましたけれども、立木につきましては、町内11カ所について測定を行っております。測定機械につきましては、空間放射線量をはかる機械と異なるものでございますので、宮城県森林組合連合会のほうから機械を借りてきて、表面汚染サーベイメーターという特殊な機械になるんですけれども、その機械を利用しまして測定しております。

それで、測定基準が国で示している1万3,000カウント・パー・ミニットということで、略しますとc p mというような単位になるわけでございますけれども、ベクレルに換算しますと48ベクレル・パー・平方センチというようなことでございます。それで、加美町におきましては、その11カ所全地区がこの1万3,000 c p mを大幅に下回っておりまして、高いところでも七、八十というような状況でございますので、パーセンテージにしますと、この基準値からしますと0.0数パーセントというような状況で、非常に低い値になっているということで、この立木については問題ないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町長、どんどん木切らせて準備したらいいんでないのすか。あんた庁舎建てなくてならないと言っているんだから。今庁舎建てるのおくれるんならば、それを福祉施設のほうに回してどんどんつくっていったらいいと思う。4年なんていうのはあつと言う間だから、町長、1年終わるんだよ、間もなくあんた。だから、やっぱり宮城県一の山持ちなんだから、そうすると、50年以上の木を持っているということを全くそういうので建物を建てたら日本一の建物だって、全く林野庁長官の前で、私も大分参加していたんだけど、今人目悪くて行かれない。やっぱりどんどん切ってやって、そして、庁舎の建設ができないんならば、福祉施設の充実を図るとか、そのほうに向けていかないと町長の公約が全然ならないんでないかと思うんだね。その辺についていかがですか、町長。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大変ありがとうございます。ぜひ伐採をいたしまして、伐期を迎えている木がたくさんございますので、伐採いたしまして福祉施設に関しては先行して進めてまいりたいと思います。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 必ずやってけらいんね。するとやったんだから、やってもらうよ。

教育長、学校合併というのは全国でも2%ぐらいしか進まないんだそうです。漆沢の分校だって合併に最後に4人で合併したんだけど、座談会開いてみてどうですか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 3カ所では大体、例えば上多田川では19名の参加、それから鹿原では27名、そして旭では15名の参加というふうなことでしたが、質問等についてはさまざまありますが、早く統合してほしいという意見もありますし、多くは反対というふうなかなり厳しい意見が寄せられていました。そしてまた、終わりにアンケートを書いていたのですが、その中でも地域が衰えてしまうのではないかと、あとまた、もちろん子供たちまだまだこの状態でいいというふうな意見が多く寄せられたということでございます。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 教育長、いつかの時点で何ぼ反対してもやりますか。どうですか。問題は教育長の姿勢の問題だと思う。漆沢のときだって星町長は1人反対あってもしないからと言っていたんだけど、教育長が強引にしたら進んだだけの話で、いかがです、教育長。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 教育委員会としては、総意で方針を決定したということで、ぜひこれは進めていきたいというふうには思いますが、やはりさまざまな意見等は、これは聞いていかなければならないというふうなこと、基本的には基本方針のとおり進めていきたいというふうには思っています。だから、あと住民説明会とか、まだまだご理解をいただく機会は設けていかなければならないし、また、そのつもりでもおります。以上であります。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町長、今の教育長のお話聞いて、町長はどうですか。もう選挙近くなると必ず今度反対側から学校残すという町長対立候補が出て、県内でもさっぱり学校合併しないところあるわけだ。政争の具になっているところもあるんですが、町長の姿勢はいかがです。お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この複式学級解消のための統合に関しましては、教育委員会で大分時間をかけて、アンケート調査もした上で出された結論ですので、私も教育委員会の答申を尊重して、ぜひ教育委員会のほうで統合に向けて進めていただきたいというふうに思っています。やはり地域の方々に、子供にとって一番どういった環境を我々が提供すべきかという、いわゆる子供の発達といいますのは、よく言われますけれども、遺伝と環境というものが非常に大きく影響していると。幼いときにどういった環境の中で子供たちが育つかということが非常にこれは将来にわたって影響してくるということでございますから、そういった中で、やはりある程度の数の同級生がいるということ、またその中で切磋琢磨していくということは非常に私は大事なことだろうというふうに思っておりますので、ぜひこれは住民の方々と十分話し合われて統合を実現していただきたいというふうに思っています。

また、実は先週の土曜日に、あるところで上多田川に震災で一時的に避難をしてきていた若いご夫婦にお会いしたんです。小さなお子さんがいらっしゃって、その方が今度仙台に移ると、引っ越すということだったんです。その理由を聞きましたら、一つは、加美町には小児科がないと。もう一つは、その方は上多田川学区に一時的にお住まいだったんです。10数人の上多田川小学校に子供を入れたくはないというのが理由なんだそうです。今教育委員会のほうで統合に向けて進めておりますので、いずれ広原小学校のほうに行くようになると思いますよというお話をしたら、安心をしておりました。いずれこちらに戻ってきたいというお話をしていました。ですから、そういったことも考えますと、私はやはり統合に向けてこれは歩みを進めていくべきではないだろうかというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 教育長、合併の説明の中で、かつて東小野田と西小野田の中学校合併のとき、当時教育長、吉岡校長さんだったんだね。説明会に行って、一つにして勉強させなくてはならないと。それが教育効果が上がるんだというふうなことを説明したんだけど、あんた西小野田から出て頭いいんでないかや。何も西小野田中学校出ていいんでないかと言われて返答に困ったということあったんだけど、やっぱり合併すれば頭よくなるのかなということが即問題視されるのが合併市町村のガンなんだそうです。そういうことをいろいろ大変でこの町村でも困っていることですから、精いっぱい頑張るって目的達成のために頑張ってくださいよ。町長にもお願いして終わりたいと思います。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして7番近藤義次君の一般質問は終了いたしました。

通告2番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家対策について伺います。

近年全国的に空き家が増加しており、防災・防犯の観点からも問題になっています。総務省の住宅土地統計調査によれば、空き家の数は2008年に全国で757万戸となり、20年間で約2倍になり、空き家率で13%にもなっています。今後本格的な少子高齢人口減少時代に入る我が国においては一層空き家率が高くなることが予想されます。今から空き家対策を考えておく必要があると思います。

そこで、まず第1点目は、我が町の空き家の現状をどう把握されているかお伺いいたします。

次に、現在地方公共団体や民間事業者などが空き家を宿泊施設や地域のコミュニティスペースにつくりかえて再利用する場合や、防犯上危険な廃屋を撤去する場合などに、国や地方公共団体が費用を助成する空き家再生等推進事業がありますが、我が町において空き家再生等推進事業を活用されるお考えがおありになるかお伺いいたします。

また、町において空き家活用の事業を計画されている事業がありましたらお伺いします。

3点目は、近隣に迷惑状態になっている適正に管理されていない空き家の所有者に対し適正な管理を求めたり、撤去を命令したりする空き家対策条例を制定する動きが加速していますが、どのようにお考えになられているかお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 一條議員には、貴重なご提言をいつも賜りまして心から御礼を申し上げます。

ただいまのご質問は空き家対策についてでございました。最初に、加美町の空き家状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

昨年9月から10月にかけて町内の空き家実態調査を実施いたしました。町が掌握している空き家を262件実際に現地に赴きまして調査をいたしまして、建物の状況、周辺環境などカルテ、これを作成したところであります。地域ごとに申し上げますと、中新田地区が99件、小野田地区が71件、宮崎が92件でございました。

この中で、現状で居住可能と思われる、いわゆるA判定と私ども申し上げておりますが、A

判定物件と申し上げておりますのは79件、全体の30%でございました。居住するには修理・修繕・改修が必要だという、いわゆるB判定、これが64件、全体の24%、居住不能なC判定、これが31件、12%、残りの88件、33%に当たる88件に関しましては、更地であったり、現在もお住まいだったということでございます。

このうち居住中、使用中、あるいは既に取り壊し済みなどの物件を除いた185件について、さらに空き家の所有者に対して今後アンケート調査を行ってまいりたいというふうに考えております。失礼しました。これは既にこのアンケートについては回収済みでございます。185件のうち97件回答が寄せられました。このうち売却や賃貸を希望する方というのは4割でございました。余り多くはなかったんです。

しかしながら、この4割の方々にしましては、いわゆる売却・賃貸というものを希望しているわけでございますので、町といたしましては、空き家検索システム、仮称空き家バンクと言っておりますけれども、これを構築するための作業を現在進めておりまして、今年度中に設置を目指しております。

このシステムは、町内の空き家を売りたい、貸したいと、そして買いたい、借りたいという方をうまくマッチングするということでございますので、空き家解消に役立つとともに、加美町での定住促進にもつながるものと思っております。

次に、適正管理、いわゆる空き家対策条例の制定についてはどうかというご質問であります。

空き家対策条例につきましては、今町で把握しているところでは、全国で31団体が制定をしておりますけれども、実は余り広がってはおりません。理由としましては、ご存じのとおりこれをつくりますと、皆さんが自前で解体撤去せずに皆町でやってくれるということになりかねないものですから、各自治体ともかなりこれは慎重に検討しているという状況でございます。今後、加美町といたしましても、空き家の動向把握に努めながら検討していきたいと。周辺自治体の動向も含めながら、これは慎重に検討していきたいというふうに思っております。

ちなみにこの空き家対策条例の中身を見ますと、大体景観対策、防災・防犯対策、まちづくり対策、こういったことを目的としておりまして、条例の実効性を確保するための手段として町の命令に従わない者の氏名の公表とか、空き家撤去費用に対する補助金交付、あるいは行政代執行などというものが盛り込まれているようでございます。

先ごろ新聞にも出ましたけれども、秋田県の大仙市、ここで行政代執行により空き家の撤去が行われたという報道がありました。大仙市では、豪雪による建物崩壊の危険性について長年問題視されておりました、その対策として綿密な法令の解釈、そして立入調査、勧告、指導、



公表、措置命令、代執行、こういったものを盛り込んだものをつくったところでありませけれども、こういった事例なども参考にしながら慎重に、これは研究・検討をしてみたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） ちょっと答弁になかったんですけども、国の平成25年度までですけれども、この空き家再生等推進事業、民間でやる場合、国が3分の1、また地方公共団体3分の1、個人が3分の1でいろいろ空き家を利活用できるというシステムのようなのですけれども、これは、町がこの事業に当然参加しなければこの事業、国の補助は受けられないということだと思っておりますけれども、町としてはこの事業を取り入れるという考えは今のところ持ってないということによろしいのでしょうか。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

ご質問の空き家再生等推進事業につきましては、議員ご指摘のとおり、活用事業タイプと除去事業タイプというものがございます。活用事業タイプにつきましては、空き家等を宿泊施設、あるいは交流施設に活用するために町が買い上げたり、それから民間が事業主体になったりする事業に対しての助成という制度であります。

もう一方の除去事業タイプにつきましては、不良住宅、それから倒壊等の危険のある、いわゆる空き家の撤去費用に対する助成ということで、これは個人がする場合につきましては3分の1の負担をいただいて、町と国が3分の1を助成するという制度であります。これにつきましても、町内にある不良住宅等の再度の調査、どこを優先させて撤去するかということですね。当然道路に面した建物、通行等に支障のあるようなものを優先するということになろうかと思っておりますけれども、そういったものも再度十分に検討して、この事業、平成25年度までの時限立法ということになっておりますので、その事業の導入に向けて今年度一応検討してみたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 空き家の現状についてですけれども、この辺所有者は全戸明確になっておられるのかどうかということと、固定資産税等はきちっと納入されているのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 先ほど町長が答弁した調査の件数につきましては、カルテをき

ちんと作成しておりますので、そういった情報等については把握をしております。

○議長（一條 光君） 納税については、税務課長。

○税務課長（鈴木 裕君） 税務課長、お答えします。

空き家に係る固定資産税が納入されているかということでございますが、大変申しわけございませんが、空き家に関するデータはうちのほうにいただいておりますので、納めているかどうかというのは確認をしております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この辺のデータは企画財政課のほうで持っているのでしょうか。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 先ほどの固定資産税の関係につきましては、そのデータについては調査しておりませんので、早速カルテの中にその項目も設けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） まず、利活用について再度お聞きしますけれども、一応空き家バンクを4割の方が売りたい、賃貸したいということで、空き家バンクを創設したいということでありましてけれども、この辺やっぱり不動産業者との連携をうまくしていかないとうまく機能しないんじゃないかと思っておりますけれども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ネット上で空き家バンク、空き家情報というものを町で提供すると。当然これは当事者間での交渉契約となるわけで、その間に不動産屋さんが入るというふうなことになるだろうと思っております。当然不動産屋さんもこれはネット上で見れるわけですから、十分そういう形で不動産屋さんもかかわっていただくことになるというのはおっしゃるとおりでございます。

ちなみに、これまだネット上で公開はしてございませんけれども、直接お電話等でぜひ加美町に移り住みたいというふうなご照会もあって、実際今回調査したものが役立っております、ご紹介したケース、あるいは建設業者が、この震災復興の関係で他県から来ていただいた作業員を住ませるところがないと、アパートは加美町は皆いっぱいだということでご相談いただいたときにも、この調査をした中からご紹介をし、そしてまた、実際そういった方々が住んでいるというふうなお話も聞いておりますので、さまざまな形でこのことに関しては関係する方々との連携もとりながら多くの方々にご紹介をしていきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） C判定というのが31件、12%ということでありますけれども、廃屋状態と言っていいのかなと思いますけれども、このようなものに対して町民からの苦情とか、そういうものは上がっていないのでしょうか。この辺どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） このC物件に対する苦情かどうかは定かではありませんけれども、町民の方々からは、風によって例えば屋根のトタンが飛散するとか、そういった危険性を指摘するような意見は寄せられております。そのほかに、今回の大雪に伴いまして、漆沢地区におきましても相当数の家屋の倒壊がございましたし、それが道路上にはみ出しているという状況にもございます。そういった形での苦情といたしまししょうか、ご意見はいただいております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 空き家条例の制定について、さっき町長から解体に伴う補助の問題等が出てくるという指摘があったわけですが、ただ、やっぱり補助はどうするかは別にして、つくったところの状況によりますと、結構廃屋状態になった空き家が名前を公表するとかという形をやることだけでもかなり管理が、不適切な物件の管理がきちとなされるようになったとかという、かなり効果も上がっているようでありますので、やっぱり補助金をどうするかというのはまた別にしても、やっぱりつくることの意味もあるのではないかと思いますけれども、検討して見ていただきたいということと、それからもう一つ、この廃屋状態になった空き家を景観上もきれいにするためにも、ある程度町が若干の補助金を出してでも整備するというのも一つの考え方なのではないかなというふうに、個人財産にどこまでということはあるとは思いますが、この辺もやっている自治体もあるみたいですので、これは通学路に危険だとかと、これは東京都内とか、そういうところのこのようですが、この辺も今後検討する考えはないかどうかお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 国の制度、これは先ほど課長が答弁したように、平成25年度までの時限立法でございますので、この制度を活用してそういった危険な建物等々の撤去には取り組んでまいりつもりであります。ただ、これは必ずしもこの条例を定めなければならないということではございません。ですから、町民の安心・安全、これが第一優先ですから、そういったものに関しては国の制度を活用し、平成25年度までにこれはきちと取り組んでいくと。

ただ、条例の制定についてはもう少し時間をかけて、慎重にこれは検討していくべきではな

いかというふうに思っておりますので、十分これは大仙市などの例も含め研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） じゃあ、次の案件に移ります。

次に、少子化対策としての不育症の治療への助成と、胆道閉鎖の早期発見についてお伺いいたします。

少子高齢社会の中で女性の出産・育児への支援は重要だと思います。妊娠はするものの流産、死産を繰り返す不育症の治療に対し、治療費を助成する自治体がふえています。2009年の厚生労働省がまとめた調査によりますと、妊娠経験がある人で流産したことのある人は41%にまで達しています。2回以上流産している人が不育症と言われていています。不育症と見られる方は約6.1%で、患者の発生数は毎年3万人から4万人で、全国で約140万人の患者がいると推計されています。不育症は、治療した患者の8割近くが出産可能と言われていています。しかし、治療のための患者の負担は、通常妊娠より30万円以上多くなると言われ、経済的負担が問題となっています。そこで、我が町における不育症への支援策についてお伺いします。

もう1点は、出生時の約1万人に1人、年間100人が発症している早期発見、早期手術が重要な乳幼児胆道閉鎖症の早期発見にどのように取り組んでおられるかお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一條議員からは、今不育症への支援、そして乳幼児胆道閉鎖症の早期発見等についてのご質問をいただきました。実は不育症に関しては、今のところ町のほうにご相談というのがないわけですが、一條 寛議員のところには、これはそういったご相談があつて、寄せられているというふうなことで今回のご質問ということなんでしょうか。そのところご確認をさせていただきたいと思います。はい、わかりました。

それでは、不育症に関しまして、初めてお聞きになる方もいらっしゃるかもしれませんが、若干ご説明させていただきたいと思いますが、今一條議員がおっしゃったように流産、死産、これを2回以上繰り返している場合、これを不育症というふうに呼んでいるようでございます。妊娠初期の流産の約80%は胎児の偶発的な染色体異常とされていますけれども、不育症については、両親どちらかに染色体異常がある場合や母体の子宮形態の異常、それから血液が固まりやすく胎児に栄養が行き届かないことなどが原因として上げられております。全体の約65%は、こういったリスク要因がわからないと、不明であると、それでもって流産ということになっているようであります。

厚生労働省などの調査によりますと、この偶発的に流産を繰り返している症例が多いわけですが、その特段のリスク要因がない方、先ほど申し上げた染色体異常とか、そういったものがないリスク要因がない方に関しては、治療を行わなくても自家妊娠が継続する可能性というのは非常に高いというふうには言われております。

ですから、一番はやはり産婦人科等で相談するということが大事だろうというふうに思いますので、町としてはそういったことをまずはお勧めするというところだろうというふうに思っております。ことしの1月から不育症の治療法の一つであるヘパリン、カルシウム注射薬というものが保険の適用になりましたので、これまでに比べれば不育症患者さんの費用負担というものは大幅に軽減はされたのではないだろうかとこのように思っております。

今後町といたしましては、広報紙やホームページを活用しながら不育症の周知、まずこれを行ってまいりたいというふうに思っております。また、母子手帳を交付する際に、妊婦健診の重要性、そして妊娠中の保健指導、こういったことをきちっと行いまして妊婦や子育てにおける悩み、不安、こういったものにしっかりと対応していくことをまずは行ってまいりたいというふうに思っております。

助成制度というお話もありましたけれども、現在全国でも幾つかの自治体で取り組んでいるようであります。まだまだごくごく一部の自治体のようでございますけれども、そういったところの助成制度などをまずは研究させていただくというところから始め、検討させていただくことにさせていただきたいと思っております。

続きまして、胆道閉鎖症に関してでございます。

胆道閉鎖症と申しますのは、肝臓と十二指腸との間にある胆道が何らかの原因により閉鎖し、胆汁をうまく十二指腸に運べなくなる病気で、放置しておきますと肝臓が冒され、最後には肝硬変となり命が奪われるという、これは大変な病気であるというふうに認識をしております。日本では新生児の9,000人に1人の割合でかかる病気であるというふうに言われており、死亡率も非常に高いというふうに言われております。出生後に胆道閉鎖症が見つかり、手術までの日数が、これがいわゆる生存率に非常に大きくかかわっているというふうに言われております。ですから、一日でも早く見つけるということが重要であります。

出生後、生後60日以内に手術した場合は、43%の確率で命が助かると言われておりますが、生後121日から150日たって手術をした場合には、何と7%に下がってしまう。そして、151日以上経過した場合には生存率は0%というふうなことでありますので、早期にこれは発見することが非常に重要なことであります。

乳幼児胆道閉鎖症の特徴としましては、便の色が白っぽくなるということで、便の色をきっかけとして病気が発見することができるわけです。このため、国では早期に発見するため、その目的として便色カードというものを考案をしまして、ことしの4月1日から母子手帳の中に便の色がわかるカードをとじ込み、または添付することを義務づけておりまして、町といたしましても、既に平成23年度から母子健康手帳をこうした出産前の妊娠及び生後3カ月未満のお子さんがある家庭にも便色カードに使用説明書を同封し郵送をしております。

さらに、母子手帳交付や新生児訪問のときに便色カードの使用方法について説明を現在しております。このことにより、育児をする方がおむつ交換のときに便色カードを使用して便の色を比較確認し、便色が気になる場合には保健師や医療機関で相談するように指導をしておるところであります。こういった取り組みが早期発見につながるものであると思っておりますので、今後ともそのような形で進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 不育症については町に相談がないということでありましたけれども、町長からもわからないから相談がないのかという答弁もありましたけれども、まさしくそうなのではないかと思えます。そして、今後不育症の、流産を繰り返す方には、やっぱり不育症を疑っていくという認識を持ってもらうためにも、周知徹底をきちっと図っていただきたいと思えますし、それから、保健福祉課の中にやっぱり、今もいろいろな窓口もあるんだと思えますけれども、いつでも気軽に相談できるような相談体制もとっていただきたいと思えますけれども、この辺またお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員がおっしゃるとおり、まだ知られてないというところが大きいと思えますので、先ほど申し上げましたように、広報紙、ホームページ等でこれは周知をまずしていきたいと思っておりますし、今加美町の保健師さんも非常に一生懸命こういったものに取り組んでおります。ぜひ皆さん方に気軽に、十分今の体制でこういった相談にも乗ることができますので、先ほどの不妊症の周知とともに、皆さん方に気軽に相談に来ていただくように、そういったことも周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、経済的支援についてでありますけれども、確かに今全国的に支援をやっている自治体は今のところ20ぐらいで、検討している自治体も7件ぐらいと、これはちょっと情報が古いかもわかりませんけれども、そうい

う状況で、支援している自治体は大体30万円ぐらいという額のようにあります。

ただ、結局不育症のご夫婦の間で、この経済的負担が理由で子供を持つことをあきらめているという家庭も結構あるのではないかと思いますので、結構これは少子化対策にとっては重要な施策ではないかと思っておりますので、もう少し前向きに検討をお願いできないかどうかお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、町民の皆さんに周知をさせていただくということが第一、次に、今実施している自治体について、まだ私どもも状況を把握しておりませんので、これを機会に十分研究をさせていただいて、その上で検討させていただきたいと。そういった方々が町にもおられるかどうか、おられるとするならば、やはりそういったことも、これは前向きに検討していく必要があると思っておりますので、そういったまず段階を踏んで検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、胆道閉鎖症については、国のほうでも平成24年4月から母子手帳に便色カードが入れ込まれたということで、かなり対策が進んだと思います。町においてはこの辺の趣旨の徹底と早期発見のやっぱり意識啓発をきちっとやっていただくことが大事だと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

次に、子供の安心・安全に関することについてお伺いします。

一つは、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故による放射能が子供の健康に与える影響としては、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害から、放射性ヨウ素の内部被曝による小児の甲状腺がんが考えられると思います。福島県では、子供たちの健康を長期的に見守るために甲状腺超音波検査を実施していますが、我が町での実施の考えについてお伺いします。

もう1点は、新学期が始まって以降、全国的に集団登校中の児童らの列や停留所でバスを待っていた子供たちに自動車が入り込んで死傷者を出すという事故が多発しました。そこで、我が町の通学途中の事故の実態と安全対策の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。町長に申し上げます。

登壇しての答弁は最初の1回で結構ですので。自席で結構でございます。ただ、登壇しないと気合いが入らないというのであれば結構です。

○町長（猪股洋文君） こちらで結構です。それでは、今的一条 寛議員の放射能に関するご質

問にお答えさせていただきます。

チェルノブイリのときには大分甲状腺の障害が見られたということもありまして、小さなお子さんを持つ若い方々などを中心に大分ご心配していらっしゃるだろうというふうに私も思っております。

とはいうものの、やはり冷静にきちっと科学的な根拠に基づいて我々も判断するという必要があると思いますので、まずその基準となります国際放射線防御委員会、ICRPと言っているわけですが、この勧告では、一般の人が受ける放射線の限度を年間1ミリシーベルト以下というふうに定めております。これは皆さんご承知のとおりだと思います。1日屋外にいる時間を8時間程度、屋内にいる時間を16時間程度と仮定し、年間1ミリシーベルトを1時間あたりに換算しますと、0.19マイクロシーベルトというふうになります。この数値に自然放射線の影響による数値を加算しますと、1時間あたり0.23から0.24マイクロシーベルトとなります。そういったことで、この0.23マイクロシーベルトというものが一つの基準として扱われているわけでございます。

本町では、ご承知のとおり役場、支所、教育機関等々において定期的に空間線量をこれは測定をしております。いずれも基準値以下の数値でございます、幼児や小・中学生の健康に影響を及ぼすレベルではないというふうに考えております。県では、10月に宮城県健康影響に関する有識者会議を設置いたしまして、拡散した放射性物質が健康に与える影響や健康調査の実施、そういったことについて議論を重ねまして、ことしの2月に報告書がまとまりました。

この報告書を見ますと、3点挙げられておるんですが、第1点として、放射線の健康被害に関する学術的な研究結果と、そして2点目として、県内地域における放射能の積算線量と、そして3点目として、本県における確認検査及び福島県におけるホールボディカウンターによる内部被曝線量の測定結果と、こういった3つの科学的、医学的な観点からの結果が示されたわけではありますが、県内で比較的線量が高いと言われる県南、福島県境、丸森町のような地域において現状では健康への悪影響が考えられないと。そういったことから、県内における健康調査の必要はないというふうな結論が出されております。

このため、町といたしましても、空間線量の測定等々は、これは継続して行っておりますが、現時点では、放射能による子供たちの健康被害のための健康診断の実施の必要はないのではないかと考えているところであります。

次に、通学時における安全確保の取り組みについてでございます。

大変これは重要な点でございます。県警、加美署の署長さんなども大分このことを気にとめ



ておられて、同じようなことをこの加美町では決して起こしてはならないということで、警察のほうでも、これは緊急合同点検などを教育委員会、学校、道路管理者等々と連携をとりながら、この緊急合同点検というものを実施しております。また、町といたしましても、道路の陥没とか、危険な箇所ございますので、ガードレールなども含めて関係課、あるいは警察などと連携をとりながら、これらの対応を行っているというところであります。

また、交通事故のみならず、防犯上の対策ということも、これも大事でございますので、現在各地区の安心・安全パトロール隊や防犯指導隊によりまして、定期的にご承知のとおり巡回を行っております。こういったことが私はかなり犯罪の抑止につながっているだろうというふうに考えております。

また、地域防犯連絡所とか、子ども110番とか、そういった制度もありますので、関係機関が連携をとりながら、加美町でそういったことが起こらないように、大きな交通事故、あるいは犯罪が起こらないように、子供がそういったことに巻き込まれないように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） それで、子供たちの安全・安心ということで、通学時における安全確保の取り組みということですが、今町長からもあり、重複することもあると思います。4月下旬に京都府で本当に悲惨な事故起きたわけでございます。その後も千葉県とか群馬県で同じような通学途中の子供が巻き込まれる交通事故というのが相次いで起きたというふうなことで、このような事故を受けて、我が町の通学時の安全確保の取り組みということでございますが、まず第1については、子供たちの交通安全への意識の啓発、指導、これが大事であるというふうに考えております。

学校では、年間計画における安全教育の一環ということで、特に新学期開始時とか、春、秋の交通安全運動期間中に関係機関、特に警察署、また駐在所、交通安全協会等の協力を得て交通安全教室の開催とか自転車の点検とか、これを実施しております。また、環境というふうなことを考えますと、通学路の安全確保ということについては、各学校で子供たちへ決められた通学路、これをしっかりと使うということ、それからまた、定期的に危険箇所を確認するとか、安全点検ということも実施しております。さらに、月1回から2回、保護者等による街頭指導ということも行っております。

なお、昨年でしたが、町の交通安全協会の協力によりまして、中学生の下校時に非常に危な

いと、暗くなってからのですね。ということで、自転車、また靴に張る反射テープ、ステッカーをいただきまして、全員に配付して交通事故防止に取り組んでいるということもございます。また、そのほか各学校では、子供たちが通学時に事故に遭わないようにさまざまな取り組みを行っているというところでございます。

今町長からありましたが、安全・安心のパトロール隊の協力とか、それからなお不審者等のあれもありまして、110番の家、これも昨年再度点検しまして、もう既にいなくなっている方、まだ110番の家となっているとか、警察と全部点検しまして、それから表示板も新しくしまして、各学校で確認をして子供たちに万が一の場合の活用、これを指導しているというところでございます。

また、幼稚園とかこども園の取り組みということでは、やっぱり警察とか、駐在所の協力によって年3回の交通安全教室ということ、そしてまた、年齢に応じて道路の正しい歩き方とか横断の仕方、信号の見方とか、このようなものを指導していると。

なお、やはり京都で起きた事故につきましては、本当に運転者側の全くの遺憾な問題ということで、子供たちだけではなく、PTAの会合等でも保護者とかに交通安全ということの働きかけ、これもやっておるというところでございます。

なお、きのう通知入ったんですが、文部科学省から県教委経由で、通学路における緊急合同点検報告ということが入りました。これについては、小学校と公立の特別支援学校の小学部を対象に、まず学校と保護者の協力のもとに通学路の安全点検をします。狭くないかとかガードレールとか、そういうふうなことを一斉にやって、そして今度はそれによって学校、そしてまた道路の管理者、所轄の警察署等によって合同点検をして改善につないでいくという事業が入ってまいりました。それなんかもしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

また、交通安全だけではなく、やはり先週でしたか、クマ出没ということで、ちょうど賀美石小学校でしたが、下校時学校の近くを横切っていたというふうなことがありまして、保護者に迎えに来てもらう、あとスクールバスを活用したということで事なきを得ていると、そういうのも視野に入れていかなければならないということでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 放射能による健康管理調査の件についてですけれども、一番甲状腺がんについての心配な点というのは放射性ヨウ素なわけで、今現在は全くゼロなわけですね。半減期が8日間ですから、今検査しても全く出てこない。昨年の福島原発が爆発したとき、ここにどのくらいの放射性ヨウ素がおりのたのかというのは全くだれも検査もしてないし、恐らくわ

からないんだと思うんですが、そういう状況の中で福島県は全県やるわけですね、健康調査は。平成4年4月2日から平成24年4月1日まで生まれたお子さんを検査するという、そして20歳までは2年ごとに、それ以降は5年ごとに継続検査をしていくということのようでありましてけれども、そういう中で福島県以上に放射線が今現在高い地域も宮城県内においてもあると思うんです。

福島県でも低いところもあるわけですので、爆発したときの風の流れ等によって加美町も結構山のほうは高いという状況にあるわけですので、高かったのではないかなというふうにも想像するわけですがけれども、町長からそれほど今の状況から見てそう大きく心配するほどではないという答弁もあったわけですがけれども、これは県の調査、県の判断ということもあるようですがけれども、それで、結局小さいお子さんを持っている保護者等から、放射線の健康調査をやってほしいとかという要望等は全くございませんでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、私のところにはそういった声は全く届いてはおりません。それから、町としてこれが必要かどうかという判断できるものというのは何物もないわけです。専門家がいないわけではありませんし。ですから、私たちとしては県が健康影響に関する有識者会議で出したこれは結論、いわゆる福島県境付近の県南であってもこれは健康調査の必要はないという、これに基づいて判断するしかない。それを信じるしかないと思っております。

あと、私のところには届いておりませんが、ちょっと担当部局のほうにそういった声が届いているかどうか答弁をさせます。

○議長（一條 光君） 危機管理室専門監。

○危機管理室専門監（佐藤勇悦君） 危機管理室専門監、お答えいたします。

先ほど一條議員が言われた放射線量の関係なんですけれども、事故が起きた昨年3月11日、そのときにはこの加美町にもかなり放射線量が飛散してきたのかなと思いますけれども、何せ測定の計量器がなかったもので、昨年の7月から測定を開始したという経緯がございます。それで、昨年の7月の時点での0.23マイクロシーベルトを超えた学校、こども園等の施設につきましては7カ所、月の平均なんですけれども、7カ所ほど0.23マイクロシーベルトを超えた数値が出ると。それが先月の5月の平均ではその0.23マイクロシーベルトを超えた施設はなかったということを見ますと、かなり放射線量は少なくなっているという結果は出されておりますので、先ほど町長が答弁したとおり、現在の数値ではそう影響はないだろうということだと思います。

ただ、昨年の4月、5月がじゃあどのくらいだったのかとなると、ちょっと資料がありませんので、結構高い数値が出てきているのかなとは思っております。

あと、町民の方から子供に対しての健康診断云々ということにつきましては、現在危機管理室のほうにもございません。また、ちょっと昨年度の話になりますけれども、私が保健福祉課長を拝命していた当時についても、そういう相談等の町民からの、父兄の方からの相談はなかったということでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この健康調査はやっぱり県が中心になってやることだと思いますので、もし町民の方から不安な声があった場合は、ぜひ県のほうと相談といたしますか、要望等していただいて、宮城県としても実施されるような方向で進めていただければと思います。

次に、交通安全の件についてでありますけれども、文部科学省から報告を出すようにという通達があったということでありまして、これまでに町独自として通学路を点検した中で歩行帯を拡幅したり、あとカラー塗装にして注意喚起したりとかというハード面での取り組みが必要だと感じた部分等はありませんでしたでしょうかお伺いします。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 各学校で教育長が答弁しましたように、通学路については危険箇所がないかそれぞれ点検してやっておりますけれども、道路について例えばカラー舗装してほしいとか、そういったことについては、今のところ学校からも声はございません。何とかそういう通学路の安全をきちんと先生たちも確認してやっております。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。